

お客さま各位

西日本シティ銀行

## 当座勘定規定等の改定について

2022年11月の全国銀行協会『電子交換所』設立に伴い、全国各地に設置されている現在の手形交換所が全て廃止され、原則すべての手形・小切手類が『電子交換所』で取扱われることとなります。これに伴い、当行は、改定以後の取扱いを明確にするため、2022年11月4日から当座勘定規定および手形用法・小切手用法を改定します。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されます。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定日

2022年11月4日（金）

#### 2. 改定する規定など

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・約束手形用法
- ・為替手形用法
- ・小切手用法
- ・当座勘定規定（個人当座用）
- ・小切手用法（個人当座用）

#### 3. 主な改定内容

##### ■ 当座勘定規定（一般用・個人当座用）

条 項	内 容
手形、小切手の支払	現在、運用上行われている取扱いを明確にするため規定に追加。
手形、小切手の用紙	電子交換所規則に則り、当座勘定から支払した手形・小切手の3か月経過後取扱いを規定に追加
印鑑（署名鑑）照合等	電子交換所からダウンロードする画像により印鑑（署名鑑）照合および用紙確認を行うことを規定に追加
個人信用情報センターの登録	全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴い個人信用情報センターへの登録規定を削除

##### ■ 約束手形用法・為替手形用法・小切手用法（個人当座用含む）

内 容
チェクライターを使用し金額欄に印字する時の「,」の印字方法を規定に追加
金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧を規定に追加
手形・小切手の読取箇所（金額欄、銀行名、QRコード欄等）の取扱いを規定に追加

詳細については、次ページ以降の表をご参照ください。

※下線部が改定箇所です。

「当座勘定規定（一般用）」改定条項の新旧対照表

新	旧
<p><b>第7条 手形、小切手の支払</b></p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>	<p><b>第7条 手形、小切手の支払</b></p> <p>(1) 同左</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 同左</u></p>
<p><b>第8条 手形、小切手用紙</b></p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を受け入れる場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p><u>(4) 当座勘定から支払した手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。</u></p>	<p><b>第8条 手形、小切手用紙</b></p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 同左</u></p>

新	旧
<p>(6) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>(7) <u>前項の期間を経過した場合において本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><b>第16条 印鑑照合等</b></p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名<u>(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず)</u>を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙<u>(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず)</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p><b>第16条 印鑑照合等</b></p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 同左</p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>2022年11月4日削除</p>	<p><b>第 28 条 個人情報センターへの登録</b></p> <p>個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>
<p><b>第 28 条 休眠預金等活用法に係る異動事由</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第 29 条 休眠預金等活用法に係る異動事由</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>第 28 条ノ 2 休眠預金活用法に係る最終異動日等</b></p>	<p><b>第 29 条ノ 2 休眠預金活用法に係る最終異動日等</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>第 28 条ノ 3 休眠預金等代替金に関する取扱い</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第 29 条ノ 3 休眠預金等代替金に関する取扱い</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>第 29 条 規定の変更</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第 30 条 規定の変更</b></p> <p>(略)</p>

「約束手形用法」改定条項の新旧対照表

新	旧
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u> 壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) 同左</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>
<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。<u>また記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（新設）

	1		2				3		4			5		6		7		8		
漢数字	壹	壹	貳	貳	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌

	9		10		100			1,000			10,000	
漢数字	九	玖	拾	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬	

（その他）金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●約束手形用紙

収入 印紙		金額		股		支払期日 令和 年 月 日		全国
						支払地		
上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします		令和 年 月 日		振出地		支払場所		
				振出人				

「為替手形用法」改定条項の新旧対照表

新	旧
<p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. (1) 同左</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>
<p>8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。<u>また記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（新設）

	1		2			3		4			5		6		7		8			
漢数字	壹	壹	貳	貳	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌

	9		10		100			1,000			10,000		
漢数字	九	玖	拾	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬		

（その他） 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●為替手形用紙

No.	<b>為替手形</b> №				全国	
収入印紙	支払人(引受人名)		殿		支払期日 令和 年 月 日	
金額					支払地 福岡市	
(受取人)	令和 年 月 日		<small>殿またはその指図人へこの為替手形と引替えに上記金額をお支払ください 拒絶証書不要</small>		支払場所 <b>西日本シティ銀行</b> 本店営業部	
振出地					引受 令和 年 月 日	
住所						
振出人						
<b>見本</b>						
クリアーバンド						

「小切手用法」改定条項の新旧対照表

新	旧
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u> 壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) 同左</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>※、★などの終止符号を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弍、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>
<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。<u>また記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（新設）

	1		2				3		4			5		6		7		8		
漢数字	壹	壹	貳	貳	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌

	9		10		100			1,000			10,000	
漢数字	九	玖	拾	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬	

（その他） 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●小切手用紙

AA00016		小 切 手			全国	
支払地	福岡市博多区博多駅前1丁目					
	西日本シティ銀行 本店営業部					
金額						
上記の金額をこの小切手と引替えに 持参人へお支払いください 拒絶証書不要						
振出日	令和	年	月	日		
振出地	福岡市			振出人		
クリアーバンド						

「当座勘定規定（個人当座用）」改定条項の新旧対照表

新	旧
<p><b>第7条 手形、小切手の支払</b></p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>(3) 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出または引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることがものとします。なお、届出は書面によってください。</u></p> <p><u>(4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</u></p>	<p><b>第7条 手形、小切手の支払</b></p> <p>(1) 同左</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 同左</u></p> <p><u>(3) 同左</u></p>
<p><b>第8条 手形、小切手用紙</b></p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p>	<p><b>第8条 手形、小切手用紙</b></p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p>

新	旧
<p>(4) <u>当座勘定から支払した手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p>(5) <u>小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。</u></p> <p>(6) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>(7) <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 同左</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><b>第16条 署名鑑照合等</b></p> <p>(1) <u>小切手、手形または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>	<p><b>第16条 署名鑑照合等</b></p> <p>(1) <u>小切手、手形または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>

新	旧
<p>(2) 小切手、手形として使用された用紙 (電磁的記録により当行に画像として 送信されるものを含まず)を、相当 の注意をもって第8条の交付用紙であ ると認めて取扱いましたうえは、その 用紙につき模造、変造、流用があつて も、そのために生じた損害については、 前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める小切手用 法、手形用法に違反したために生じた 損害についても、第1項と同様としま す。</p>	<p>(2) 小切手、手形として使用された用紙 を、相当の注意をもって第8条の交付 用紙であると認めて取扱いましたうえ は、その用紙につき模造、変造、流用 があつても、そのために生じた損害に ついては、前項と同様とします。</p> <p>(3) 同左</p>
<p><u>(削除)</u> <u>2022年11月4日削除</u></p>	<p><b>第28条 個人情報センターへの登録</b> 個人取引の場合において、次の各号の事由 が一つでも生じたときは、その事実を銀行協 会の運営する個人情報センターに5年間 (ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か 月間)登録し、同センターの加盟会員ならび に同センターと提携する個人情報機関の 加盟会員は自己の取引上の判断のため利用で きるものとします。</p> <p>①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如 を理由として解約されたとき。</p> <p>②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>
<p><b>第28条 休眠預金等活用法に係る異動事 由</b> (略)</p>	<p><b>第29条 休眠預金等活用法に係る異動事 由</b> (略)</p>
<p><b>第28条ノ2 休眠預金活用法に係る最終 異動日等</b> (略)</p>	<p><b>第29条ノ2 休眠預金活用法に係る最終 異動日等</b> (略)</p>
<p><b>第28条ノ3 休眠預金等代替金に関する 取扱い</b> (略)</p>	<p><b>第29条ノ3 休眠預金等代替金に関する 取扱い</b> (略)</p>
<p><b>第29条 規定の変更</b> (略)</p>	<p><b>第30条 規定の変更</b> (略)</p>

「小切手用法（個人当座用）」改定条項の新旧対照表

新	旧
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(3) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) 同左</p> <p>(2) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(3) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所に姓だけを自署してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所に姓だけを自署してください。</p>
<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。<u>また記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（新設）

	1		2				3		4			5		6		7		8	
漢数字	壹	壺	弐	弐	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	捌

	9	10	100			1,000			10,000		
漢数字	九	玖	拾	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

（その他） 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●小切手用紙

AA00016		小切手			全国	
支払地	福岡市博多区博多駅前1丁目					
	西日本シティ銀行 本店営業部					
金額						
上記の金額をこの小切手と引替えに 持参人へお支払ください 拒絶証書不要						
振出日	令和	年	月	日		
振出地	福岡市			振出人		
クリアーバンド						

以上